

電子記録債権取引規定

第1条（適用範囲）

- この規定は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます）を電子債権記録機関とする電子記録債権（以下、「でんさい」といいます）の取扱いについて定めます。
- でんさいの取扱いについては、本規定に定めるほか、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下、「業務規程」といいます）および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下、「業務規則細則」といいます）を適用するものとします。

第2条（サービス形態）

- 利用者は、原則として当行のインターネットバンキング（ながさきビジネスダイレクト）を利用し自らパソコンを操作する方法（以下、「PC利用」といいます）により、でんさいネットに対して次の請求をすることができます。
 - 記録請求
発生記録請求（債務者請求方式）、発生記録請求（債権者請求方式）、譲渡記録請求、分割記録請求、変更記録請求、保証記録請求、支払等記録請求、信託記録請求
 - 開示請求
なお、PC利用ができない場合には、当行の取引店の窓口において取引代行を依頼する方法（以下、「窓口利用」といいます）により、上記の請求をすることができます。
また、当行に対し、別途でんさいによる融資の申込みの依頼を行うことができます（以下、「PC利用」及び「窓口利用」によるでんさい取引を総称して本サービスといっています）
- 本サービスに利用できる利用者番号は、でんさいネットにて名寄せのうえ採番された番号とします。
- 本サービスに利用できる決済口座の科目・預金種類等は当行所定のものに限りま。
- PC利用の場合、利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限りま。
PC利用の場合は、当行は利用者に対してPCの操作方法その他必要な事項を記載した「電子記録債権 Web ご利用マニュアル」を送付しますので、利用者は「電子記録債権 Web ご利用マニュアル」に記載された内容を確認のうえ、PC操作を行ってください。
- PC利用の場合、当行はでんさい取引の都度、予め利用者が設定したログインID、ログインパスワード、承認用パスワードとの一致を確認します。利用者は、ログインID、ログインパスワード、承認用パスワードの指定にあたって、生年月日・電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理し、定期的に変更します。
- 前項のログインID、ログインパスワード、承認用パスワードが第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失などによりログインID等を第三者に知られるおそれがある場合、利用者は当行営業店窓口の取扱時間内に電話により当行に届け出るものとします。

第3条（利用時間）

- 本サービスの利用時間は以下のとおりとします。
 - PC利用の場合……当行のインターネットバンキングの取扱時間に準じます。
平日：08：45～21：00
土曜、日曜、祝日：ご利用いただけません。
 - 窓口利用の場合……当行の営業店窓口の取扱時間に準じます。
平日：09：00～15：00
土曜、日曜、祝日：ご利用いただけません。
- 当行は、利用者に事前に通知することなく前項の利用時間を変更することができるものとします。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合やシステムメンテナンス等により、取扱時間中であっても、利用者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

第4条（電子記録の通知）

- 当行は、発生記録、譲渡記録、保証記録等の電子記録がなされた場合、業務規程細則で定める利用者に対して、原則として電子メールにて事前に登録した電子メールアドレスに対して記録内容を通知します。
- 前項による通知を要する場合で電子メールによる通知ができないときは、当該利用者に対して、当行所定の方法により通知するものとします。

第5条（利用申込等）

- でんさいの利用を希望する者は、当行の取引店において、当行所定の書面に業務規程細則に定める利用者登録事項を記入して申し込みます。
- 当行はでんさいの申込みに際して「業務規程」および「業務規則細則」を利用申込者に当行所定の方法で交付しますので、利用申込者はその内容を十分に理解したうえで申し込んでください。なお、利

用申込みにあたっては、当行所定の手続が必要となりますので、予め日数に余裕をもってお申込みください。

- 当行は、申込みを受け付けた後、当行所定の審査を行います。審査の結果、当行が申込者との間で利用契約を締結する場合には、遅滞なく利用者登録を行い、申込者に対して、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知いたします。
- 利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日から、その効力を生じます。
- 第3項の審査の結果、当行が申込者との間で利用契約を締結しない場合には、当行は申込者に対して、遅滞なくその旨を通知するものとします。

第6条（債権者利用限定特約の申込み）

でんさいの利用者または利用を希望する者は、「債権者利用限定特約」の申込みをすることができます。この場合、申込者は当行の取引店において所定の書面に必要事項を記入して申し込みます。

第7条（利用制限の届出等）

- 利用者は、自己が請求できる電子記録の範囲を制限する旨の申出及び制限を解除する旨の申出を行う場合、当行に対して書面で届け出るものとします。ただし、届出内容によっては、当行は申出を受け付けないことがあります。
- 利用者は、自らを電子記録義務者とする発生記録または譲渡記録（譲渡保証にかかる保証記録を含む）の請求をすることができる者の制限を行う場合、当行の取引店において書面で申込みを行い、予め当行の承諾を得ることとします。
- 利用者は、自らを電子記録権利者とする発生記録または保証記録の請求をすることができる者の制限を行う場合、当行の取引店において書面で申込みを行い、予め当行の承諾を得ることとします。

第8条（利用者登録事項変更時等の届出）

- 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合には、当行所定の書面を提出することにより、遅滞なく変更の内容を届け出るものとします。
- 利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合、当行所定の書面を提出することにより、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

第9条（承継・相続時の届出）

- 以下の事由により、相続等で利用者の地位を承継した者は、当行所定の書面により遅滞なく届け出るものとします。
 - 法人の合併等により、承継人が利用契約の地位を承継した場合
 - 承継人が被承継人の決済口座、すべての電子記録債権を承継する場合
 - 個人事業主の死亡により電子記録債権がすべて消滅するまで相続人等が利用を承継する場合
 - 相続人等全員が被相続人の電子記録債権を分割承継する場合
- 相続による承継の場合、相続人代表者は、被相続人が死亡したことを証する書類、相続人の戸籍謄本その他当行が定める書類を添付して届け出るものとします。

第10条（支払不能処分等終了後の債権者利用限定特約の解除の申出）

- 債務者利用停止措置を受けた利用者について業務規程細則で定める期間が経過した場合、当行は当該利用者を、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱うものとします。
- 債務者利用停止措置の期間が経過した利用者は、当行所定の書面を当行に提出することにより、債権者利用限定特約の解除を申し出ることができます。

第11条（利用契約の解約）

- 利用者は、利用契約の解約を希望する場合、当行に対して当行所定の書面にて申出を行います。なお、利用者による解約申出は、利用者を電子記録債務者または債権者とする電子記録債権のうち、解約の対象となる利用契約に係る電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに、その効力を生じます。
- 当行もしくはでんさいネットは、利用者が業務規程第16条第1項各号に規定する利用契約の解除事由に該当し利用契約を解除する事態に至った場合には、文書により利用者にもその旨を通知します。なお、当行もしくはでんさいネットによる利用契約の解除は、当行が利用者に対して通知した解除日にその効力を生ずることとします。
- インターネットバンキング契約が解除された場合や手数料の未払いが発生した場合等は、当行から利用契約の解除を行うことができるものとし、この場合も第11条第2項に準じて文書にて通知します。

第12条（記録請求等）

- 利用者は、第2条に記載した発生記録等の記録請求について、原則としてPC利用により行うこととします。
 - ただし、窓口利用による場合、もしくは通信機器・回線、パソコン等の障害、その他やむを得ない事由によりPC利用ができない場合は、当行の取引店の窓口にて代行請求することができるものとします。
 - なお、代行請求する場合は、当行所定の書面により電子記録の

- 請求に必要な事項を提供し、申し出るものとします。
- 業務規程細則第4条第1項に定める業務時間（銀行営業日の午前9時から午後3時まで）以降の、発生記録、譲渡記録、譲渡保証に係る保証記録、分割記録、その他一切の電子記録債権の記録請求については、翌営業日の取扱いとなりますので、記録日に翌営業日を指定して予約取引で請求してください。
 - 発生記録、譲渡記録、譲渡保証に係る保証記録、分割記録、その他一切の電子記録債権の記録請求については、上記の業務時間にかかわらず、記録日に翌営業日以降を指定した場合は、当該指定日を記録日とする予約取引の請求となります。
 - 予約取引による記録請求については、記録日の前営業日まで取り消すことができます。
 - 債権者請求方式による発生記録の請求については、債権者請求方式を取り扱っている金融機関を通じて取り扱うことができます。
 - 利用者は債権者請求方式による発生記録の請求をする場合、当行の取引店において書面で申込みを行い、予め当行の承諾を得ることとします。
 - なお、当該発生記録は相手方債務者による5営業日以内（債権者が請求した日を含む）の承諾操作により成立します。また、5営業日以内に相手方から承諾・否認のいずれの操作も行われなかった場合には、否認したものとみなします。
 - 利用者は、発生記録（債務者請求方式）、発生記録（債権者請求方式）、譲渡記録および保証記録（譲渡保証に係る保証記録）について任意に指定許可を利用することができます。
 - 指定許可を利用している場合は、許可の対象となる記録請求、許可先として登録した相手先からの記録請求のみ取り扱うことができます。
 - 利用者は、指定許可を利用する場合、当行の取引店において書面で申し込みを行い、予め当行の承諾を得るものとします。
 - 譲渡記録請求を行う場合、請求者は電子記録保証人として譲渡記録に係る保証記録が随伴して記録請求されます。
 - 利用者は、分割記録請求を行う場合、分割債権（子債権）を、必ず譲渡記録請求により他へ譲渡しなければなりません。
 - 利用者は、電子記録債権の発生記録後に、支払期日、債権金額、譲渡制限の有無を変更し、あるいは当該債権の削除を行う変更記録請求をすることができます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - 変更受付が可能な期限が経過している場合
 - 当該電子記録債権について、既に譲渡記録、保証記録等の電子記録を行っている場合
 また、利用者は、全ての利害関係者の承諾を得て、同上の変更記録請求をすることができます。この場合、当行所定の書面に利害関係を有する者の実印を押印し、当該書面に押印された印鑑にかかる印鑑証明書を添付して当行に提出してください。
 - 利用者は、業務規程細則第36条第1項に該当する電子記録に対する訂正・回復が必要な場合は、当行へその旨を通知するものとします。

第13条（電子記録債権の決済等）

- 当行は、利用者が債務者でかつ業務規程細則37条第2項各号に該当しない電子記録債権について、口座間送金決済（支払期日に債務者が事前に当行に届け出た決済口座より引落とし、電子記録上の債権者の指定口座に振り込む方法）により決済を行います。
 - 引き落としにあたっては、当行の各種預金約定・規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
- 口座間送金決済の決済資金は、支払期日の当行所定の時間に、債務者の口座より引き落とします。
 - 決済する金額が債務者の決済口座より引き落とすことのできる金額を超えたが、支払期日の当行窓口営業時間終了時刻までに不足額が入金された場合は、当該入金後に引き落とします。
 - 同一の日に複数件の電子記録債権の引き落としがあり、かつ、口座残高が債権金額の全てを満たさない場合、どの電子記録債権を引き落とすかは当行が決めるものとし、当行の決定について利用者は異議を申し出ないものとします。
 - 同一の日に当該電子記録債権以外の引き落としがある場合、引き落としの順序は当行が任意に定めることができるものとし、当行の指定について利用者は異議を申し出ないものとします。
 - 当行は、決済資金が不足する場合、入金督促等の通知義務を負いません。
- 利用者が債権者の場合は、期日に振り込まれた資金を事前に届け出た決済口座に入金します。
- 債務者は、口座間送金決済について、業務規程細則第42条第2項各号の事由により、口座間送金決済の中止を申し出ることができます。
 - 中止を申し出る場合は、支払期日の前営業日までに、当行所定の書面により申し出るものとします。
 - 債務者からの中止申出の場合、業務規程細則で定める場合を除き、当行が指定する債権者の本人確認書類を同時に提出してください。
- 債権者が口座間送金決済の中止を申し出た場合、支払期日に送付された振込資金を、債務者の指定金融機関に返却します。

第14条（異議申立等）

- 債務者は決済に異議がある場合は、業務規程第50条に基づき、支払期日の前営業日までに当行所定の書面を提出することにより異議申立をすることができます。
 - 異議申立を行う債務者は、当行の窓口営業時間終了時刻（支払期日の午後3時）までに、申出の対象となった支払不能電子記録債権の債権金額相当額の金銭（以下、「異議申立預託金」という。）を当行の窓口で預け入れます。なお、異議申立は異議申立預託金を預け入れたときに効力が生じます。
 - 利用者は、業務規程第51条第1項各号により、異議申立が終了した場合には、異議申立預託金の返還許可を申し出ることができます。
- 第2号支払不能事由がなりすまし、無権代理、不正アクセス、システムバグまたはオペレーションミス等により、利用者の請求がないのに電子記録がされたこと、または利用者から提供された情報の内容と異なる内容の電子記録がされたこと（「不正作出」という）による場合には、当該債務者は、前項の異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。
 - 異議申立預託金の預け入れ免除の申立を行う場合、債務者は、当行所定の書面により必要事項を提供して行うものとします。

第15条（開示）

- 開示については、次のとおり分類されます。

記録事項の開示 業務規程第57条 (債権記録に記録されている事項の開示)	通常開示
	特例開示
情報提供の開示 業務規程第59条 (記録請求に際して提供された情報の開示)	通常開示
	特例開示

- 記録事項、情報提供の通常開示請求については、PC利用により行ってください。
 - ただし、通信機器・回線、パソコン等の障害、その他やむを得ない事由、または、契約者の死亡により利用承継した相続人等で、利用継続時以外の場合により、取扱いできない場合は、当行取引店の窓口より代行請求することができます。なお、代行請求する場合には、当行所定の書面により申し込んでください。
 - 通常開示請求があった場合、当行は以下の方法により請求結果を開示します。
 - PC利用の場合は、パソコンの画面に表示する方法により開示します。
 - 代行請求の場合、当行の取引店において書面を提供する方法により開示します。
- 記録事項、情報提供の特例開示の請求については、当行取引店よりでんさいネットに書面により請求します。
 - 請求については、当行取引店の窓口より、当行所定の書面により申し込んでください。なお、開示請求と併せ、業務規程第58条に定める開示に係る請求権限に係る資料を提出してください。
 - 特例開示請求があった場合、当行の取引店において書面を提供する方法により開示します。
- 既に、利用契約を解約し、もしくは解除された元利用者は、でんさいネットに提供された以下の情報の開示を請求することができます。
 - 業務規程第54条で定める支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の本人開示に関する請求
 - 業務規程第57条で定める債権記録に記録されている事項の開示に係る請求
 - 業務規程第59条で定める記録請求に際して提供された情報の開示に係る請求
 - 開示請求を行う場合、元利用者は、当行取引店の窓口より、当行所定の書面により必要事項を提供して行うものとします。
 - 当行は、第1号の開示請求があった場合、元利用者に対して当行所定の書面を交付することにより開示します。
 - 開示請求を行う場合、元利用者は当行に対して当行所定の手数料を支払うものとします。

第16条（手数料等）

- 利用者は、電子記録の請求、開示請求等を行った場合、その他、本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座から引き落とす方法により支払うものとします。なお、当行は手数料の明細を作成して、利用者に通知いたします。
- 第1項の手数料の引き落としにあたっては、当行の各種預金約定・規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
- 特例開示、その他窓口より行った開示請求については、それぞれ請求の都度、当行所定の手数料を窓口にて徴収します。
- 手数料の金額については、当行の本支店の窓口に掲示する方法、その他当行所定の方法により利用者に開示いたします。なお、手数料

の金額については、利用者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

第 17 条（本人確認にかかる免責条項）

1. 当行が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が予め登録されたと一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者が生じた損害については、でんさいネットおよび当行は責任を負わないこととします。
2. 当行の責めによらない通信機器・回線およびパソコン等の障害や誤作動または天災・火災・騒乱等の不可抗力、ならびにパソコンの盗難・紛失、通信回線の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 回線の障害等により取扱いが中断したと判断される場合等、記録請求等の取引が成立したか不明の場合は、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認ください。当行が意思表示を受信できず、取引が成立しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条（解約）

1. 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
2. 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 利用者が解約の申出を行った場合、支払期日が到来していない電子記録債権があるときは、決済が完了するまで解約手続きを中断します。

第 19 条（規定の変更）

1. 当行はこの規定を当行の都合、または業務規程、業務規程細則の変更等により、いつでも変更できるものとします。
2. 変更内容および変更日は当行のホームページに掲載するものとし、その変更日の到来とともに変更後の規定が適用されるものとします。
3. 変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。

第 20 条（規定の準用）

本規定、業務規程、業務規程細則、ながさきビジネスダイレクトご利用規定のいずれにも定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書等の諸規定を準用するものとします。

第 21 条（業務委託の承諾）

当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の一部を委託できるものとし、利用者は、当該委託に必要な範囲内で利用者に関する情報が委託先に開示されることに同意します。

第 22 条（譲渡・質入の禁止）

この取引に基づく利用者の権利は、譲渡・質入をすることはできません。

第 23 条（合意管轄）

本規定に関する訴訟については、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

本規約で引用するでんさいネットの「業務規程」「業務規程細則」及び当行制定の「電子記録債権取引規定」は当行ホームページに記載しています。

<https://www.nagasakibank.co.jp>

法人・個人事業主のお客さま>ながさきでんさいサービス>でんさい規定集

附 則

1. この規定は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。
2. この規定は、西暦 2025 年 4 月 30 日から施行する。